

東村山市少年軟式野球連盟 審判部細則

- 第1条 この細則は、東村山市少年軟式野球連盟(以下「連盟」と言う)の規約第3条、第4条、第8条、第9条1、2項、第10条5項、第17条に基づき審判部運営に必要な事項を定める。
- 第2条 審判部の事務所は、審判部長宅に置く。
- 第3条 (目的)
審判部は、審判員の技術向上と品位を重んじ、試合の公正円滑な運営を図り、健全な少年軟式野球の普及発展に寄与する事を目的とする。
- 第4条 (事業)
審判部は第3条の目的を行うために次の事業を行う。
1. 理事会より委託された事業
 2. 審判に関する事業の企画・立案
 3. 審判講習会への参画要請
 4. 審判用品の取扱い
 5. その他連盟運営に必要な事項
- 第5条 (構成)
1. 審判部は次により構成する
部長 1名
副部長 若干名
審判部員 若干名
登録審判員 各チームより2名以上
 2. 副部長は理事会で指名する
 3. 部長、副部長の任期は、連盟規約第10条7項に準ずる
- 第6条 審判部は理事会の下に置く。
- 第7条 審判部員は理事会にて承認を得る。
- 第8条 審判部は第4条の事業実施にあたり、加盟チームに対して積極的に協力参加を求める事が出来る。
- 第9条 本細則は平成 30 年 1 月 28 日から施行する。